

## 防府市警戒体制設置運営要綱

平成30年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に災害が発生するおそれがあるとき、別に定める防府市地域防災計画の規定に基づき、各部局による情報収集及び活動状況等に関する連絡体制の強化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(警戒体制の発令)

第2条 次の各号に定めるところにより警戒体制の規模を指定する。

(1) 第1警戒体制

- ア 市内に大雨、洪水、高潮注意報のうち1以上が発表されたとき
- イ 市内で震度3の地震が発生したとき
- ウ 遠地地震により「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報等が発表される可能性があるとき

(2) 第2警戒体制

- ア 大雨、洪水、高潮、波浪、暴風、暴風雪、大雪警報のうち、1以上が発表されたとき
- イ 市内で震度4の地震が発生したとき

(警戒体制の解除)

第3条 警戒体制を解除するときは、前条に定める気象情報の解除によるものとする。ただし、水防警報が発表されているときは、当該警報が解除されるまでとする。

2 地震を起因とする体制の解除は、防災危機管理課長が総合的に判断する。

(配備課及び配備人員)

第4条 各体制の配備課及び配備人数は別表に定めるところとし、課長は、配備人員をあらかじめ指名しておかなければならない。なお、配備人員は必要に応じて各課の判断により増員することができる。

2 課長は、常に職員の招集に関する連絡体制を整えておかなければならない。

3 配備が完了したときは速やかに防災危機管理課に報告しなければならない。

4 配備人員は、常に気象情報に留意し、休日及び時間外においても警戒体制の基準に達したときは、ただちに参集しなければならない。

(事務局)

第5条 警戒体制における事務局は、防災危機管理課に置く。

2 防災危機管理課長は、気象情報、関係機関からの情報等を配備課と共有しなければならない。

3 課長は、避難者情報及び被害情報等を確知したときは、防災危機管理課に報告しなければならない。

(事務)

第6条 配備各課の警戒体制における事務は、おおむね次に掲げるものとする。

(1) 気象情報及び関係機関からの情報の収集、集約に関すること。

(2) 警戒巡視に関すること。

(3) 市民等からの被害通報の処理に関すること。

(4) 施設及び設備の維持管理、又は被害調査に関すること。

(5) その他災害応急対策に関すること。

(庁内情報共有会議)

第7条 気象情報等の共有及び各部局の対応方針等の確認を行うため、庁内情報共有会議を開催する。

2 庁内情報共有会議は、必要のつど、危機管理監が招集する。

3 庁内情報共有会議は、各部長、上下水道局局次長及び危機管理監をもって構成する。

4 構成員以外で、行政管理課長、秘書課長、広報政策課長、地域振興課長は、会議に同席する。

(その他の事項)

第8条 危機管理監は、気象状況等により緊急に必要があると認めるときは、防府市水防本部設置運営要綱に基づく水防本部体制、又は防府市災害対策本部設置運営要綱に基づく災害対策本部体制への移行を市長へ進言する。

第9条 この要綱に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他の全ての事務に優先して迅速かつ的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、配備課の運営について必要な事項は、各課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

体制名	配備基準		配備課															
			防災危機管理課 ※ <sub>1</sub>	人事課	デジタル推進課	広報政策課	地域振興課	福祉総務課	健康増進課	農林漁港整備課	道路課	河川港湾課	都市計画課	建築課	消防本部	教育委員会	上下水道局	
第1警戒体制※ <sub>2</sub>	注意報	大雨	1									1						
		洪水	1									1						
		高潮	1									2	1					
	遠地地震※ <sub>3</sub>	2																
	震度3	2									1	2	1					
第2警戒体制※ <sub>2</sub>	警報	大雨	2								2	2	2	2		1		1
		洪水	2								2	2	2	2		1		1
		高潮	2								2	2	2					
		波浪	2								2	2	2					
		暴風	2								2	2	2	2		1		1
		暴風雪	2								2	2	2	2		1		1
		大雪	2									2						1
	震度4	4	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	1	2	1	
南海トラフ地震警戒体制	臨時情報 (調査中)	2			1													
	臨時情報 (巨大地震注意)	1																
	臨時情報 (巨大地震警戒)	1																

※1 ここでの防災危機管理課には、防災危機管理課職員に加えて、行政管理課（車両係は除く）の防災危機管理課兼務職員を対象としている。

※2 要配慮者利用施設のある地域において、「土砂災害危険度情報（警戒（警戒レベル3相当）」を確認したときは、防災危機管理課から高齢福祉課、障害福祉課及び子育て推進課に配備連絡をする。

※3 遠地地震により「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報等が発表される可能性があるとき。